**入会等基準**

（適用）

第１条　この基準は、東三河スタートアップ推進協議会（以下「推進協議会」という。）への入会について、東三河スタートアップ推進協議会会則（以下「会則」という。）第４条に規定する内容を具体的に定めるものとする。

（会員の条件）

第２条　推進協議会の会員となるものは、以下に掲げる条件をすべて満たすものとする。

（１）推進協議会の趣旨に賛同すること。

（２）会則第３条各号に規定するいずれかの活動を独自に行っていること、または、他地域でのスタートアップ支援活動の実績があり、今後東三河地域での支援を検討していること

（３）特定の宗教的活動、政治的活動をする目的で、会員となるものでないこと。

（４）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しないものを含む。）　　　　暴力団準構成員、暴力団関係企業その他これらに準ずるものでないこと。

（入会届）

第３条　会則第４条第５項に規定する入会届は様式第１とする。

（退会届）

第４条　会則第４条第７項に規定する退会届は様式第２とし、推進協議会への退会届の提出をもって退会が成立する。

（附則）

この基準は、令和3年10月7日から施行する。

この基準は、令和5年6月22日に一部改正、施行する。

様式第１

**入会届**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

東三河スタートアップ推進協議会　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　団体名及び

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

　東三河スタートアップ推進協議会会則に賛同し、会員として入会を希望するため、同会則第４条第５項の規定に基づき入会届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 会員種別 | □正会員　□支援会員　※（□にチェック） |
| 総会出席者  役職・氏名 |  |
| 運営部会出席者  役職・氏名 |  |
| 運営部会及び  事業出席者  役職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| ホームページ |  |
| 入会の目的 | 入会に当たって何を目的(メリット)と捉えているかを明示ください。 | |
| ＜記載例＞  ・VC、金融機関として投資先を育てたい  ・スタートアップ支援を通じて自社の新規事業人材を育成したい。 | |
| 推進協議会での役割 | 推進協議会においてどのような活動・協力を行うか想定をお聞かせください。支援会員の場合、下記のいずれか1項目の記載で差し支えありません。 | |
| 人的協力 |  | |
| ＜記載例＞  ・推進協議会運営への参加 ・年間を通じたイベントやセミナーへの要員の拠出やメンタリング機会の創出 | |
| 物的協力 |  | |
| ＜記載例＞  ・製造メーカーとして試作をサポート ・農産物/食品の材料や試作を提供 | |
| 資金協力 |  | |
| ＜記載例＞ ・東三河のスタートアップへの資金提供 ※推進協議会の活動・そのほかの間接経費について費用に関しては今後別途検討 | |
| 施設協力 |  | |
| ＜記載例＞ ・推進協議会活動への会場拠出(原則無償) ・東三河のスタートアップが実施する活動への会場拠出(原則無償)・物販機会提供 | |
| 添付資料 | 東三河地域におけるスタートアップ支援活動のわかるもの又は他地域でのスタートアップ支援活動の実績等を添付してください。※正会員での入会希望の団体のみ必須 | |
| 誓約  ※□にチェック | ・「会員制度の補足資料」に記載のとおり、実務担当者は部会及び該当プロジェクトに参加し、主体的に活動を行うこと  ・会員制度の補足資料に記載事項である、事業管理者参加必要な部会およびイベントへ主体的に参加・協力すること  ・その他会員制度補足資料に基づいた活動をすること  ・暴力団の利益となる使用又は利用を制限するため、暴力団員が役員となっている事業者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと  □ 上記の内容に相違ないことを誓約します。 | |

様式第２

**退会届**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

東三河スタートアップ推進協議会　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　団体名及び

代表者氏名　　　　　　　　　　　印

このたび、下記の理由により東三河スタートアップ推進協議会を退会いたしたく、東三河スタートアップ推進協議会会則第４条第７項の規定に基づき退会届を提出します。

記

退会理由